

関係法令等

I 関係法令等

1 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会関連

(1) 食料・農業・農村基本法（抄）		1
(2) 食料・農業・農村政策審議会令（抄）		3
(3) 食料・農業・農村政策審議会議事規則		7
(4) 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について		9
(5) 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規		11

2 果樹共済、畑作物共済関連

農業災害補償法（抄）		13
------------	-------	----

II 事業実績

		16
--	-------	----

○食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

最終改正…平成二十一年四月二十四日

第一条〜第三十条 (略)

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 国は、災害によつて農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

第三十二条〜第三十八条 (略)

(設置)

第三十九条 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第百九号)、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)、飼料需給安定法(昭和二十七年法律第百五十六号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)、果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)、畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、加工原料乳生産者補給金等暫定措置

法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

（資料の提出等の要求）

第四十二条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任規定）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）

最終改正…平成二十三年七月一日

（所掌事務）

第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命)

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議會は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議會は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議會の議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議會に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議會の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議會は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、會議を開き、議決することができない。

2 審議會の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で會議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議會の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

(雜則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議會の運営に関し必要な事項は、会長が審議會に諮って定める。

附則 (略)

食料・農業・農村政策審議会議事規則

平成 19 年 7 月 12 日
食料・農業・農村政策審議会決定

(総則)

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）の運営については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）及び食料・農業・農村政策審議会令（平成12年政令第289号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第3条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第6条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第7条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第9条 部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この議事規則は、平成19年7月12日から施行する。

(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止)

第2条 食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成13年3月21日食料・農業・農村政策審議会決定）は廃止する。

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年 7月12日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成20年 3月 7日改正
平成20年 5月15日改正
平成20年 7月25日改正
平成21年 1月27日改正
平成21年 7月23日改正
平成23年 9月 1日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
家畜衛生部会	1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。
食料産業部会	卸売市場法（昭和46年法律第35号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部会	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
畜産部会	家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定により

	審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業共済部会	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審議すること。 2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査審議すること。
農業農村振興整備部会	1 土地改良法（昭和24年法律第195号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であつて、次に掲げるもの。 ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議すること。 イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議すること。

- 第2条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
食料産業部会	食料産業局企画課
食糧部会	生産局農産部農産企画課
果樹部会	生産局農産部園芸作物課
甘味資源部会	生産局農産部地域作物課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附 則（平成20年3月7日決定）

食糧部会は、審議会では別に定めるまでの間、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第4条第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することができる。

○食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規

平成十九年十月三十日

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会（以下「部会」という。）の運営については、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）、食料・農業・農村政策審議会議事規則（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定。以下「議事規則」という。）及び食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について（平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定）に規定するもののほか、この内規の定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により、部会に家畜共済小委員会（以下「小委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を調査審議させる。

一 家畜共済に係る診療点数に関する事項

二 家畜共済に係る薬価基準に関する事項

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 第二条各号に掲げる事項の調査審議は、それぞれの事項ごとに部会長が指名する専門委員が行う。

第五条 小委員会に座長を置き、部会長が専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第六条 小委員会の庶務は、農林水産省経営局保険監理官において処理する。

第七条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

○農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)(抄)

最終改正…平成二十三年六月二十四日

(果樹共済の共済掛金率)

第二百十条の七 收穫共済の共済掛金率は、收穫共済の共済目的の種類等ごと、收穫共済の共済事故等による種別(第二百十条の三の二第二項の規定により果実の品質の低下を共済事故としない收穫共済とその他の收穫共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごと及び組合等の区域ごとに、收穫基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により收穫通常共済掛金標準率及び收穫異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。

2 組合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類につき農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する收穫共済の共済目的の種類等に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令で定めるところにより、当該收穫共済の共済目的の種類等に係る前項又は第五項の共済掛金率を割り引くものとする。

3 第一項の收穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における收穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の收穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が收穫共済の共済目的の種類等ごと、收穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに定める。

4 前項の收穫共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、收穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものとす。

一 農林水産省令で定める一定年間に於ける各年の被害率(以下この項において「被害率」という。)のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下「收穫通常標準被害率」という。)を超えないものにあつてはその被害率を、收穫通常標準被害率を超えるものにあつては收穫通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下「收穫通常共済掛金標準率」という。)

二 被害率のうち、收穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下「收穫異常共済掛金標準率」という。)

5 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、收穫共済の共済目的の種類等ごと、收穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の收穫危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その收穫危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各收穫危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の收穫基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

6 樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、樹体基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。

7 前項の樹体基準共済掛金率は、組合等の区域内における樹体共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の樹体共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに定める。

8 前項の樹体共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものとす。

一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下この項において被害率という。)のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下樹体通常標準被害率という。)(を超えないものにあつてはその被害率を、樹体通常標準被害率を超えるものにあつては樹体通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下樹体通常共済掛金標準率という。))

二 被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下樹体異常共済掛金標準率という。)

9 組合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

10 収穫通常共済掛金標準率、収穫異常共済掛金標準率、樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(畑作物共済の共済掛金率)

第二百二十条の十五 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別(第二百二十条の十七第二号の規定により桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。))と。以下この条において同じ。)及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。

2 前項の畑作物基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の畑作物一次共済掛金標準率(第二百二十条の十二第一項第一号の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金標準率)に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに危険階級別に定める。

3 前項の危険階級の別、各危険階級に属する第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに定める。

4 第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

5 第二項の畑作物二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における畑作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の畑作物一次共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。

6 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

7 第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

※参照条文

農業災害補償法施行規則

第二十八条 法第七十七条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間とは、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

第三十三条の七 第二十八条の規定は、法第二百二十条の七第四項第一号及び第八項第一号の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

第三十三条の十六 第二十八条の規定は、法第二百二十条の十五第四項の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

Ⅱ 事業実績

1 果樹共済の引受面積、共済金額、共済金及び金額被害率の推移

年産	引受面積(h a)		共済金額(億円)		共済金(億円)		金額被害率(%)	
	収穫共済	樹体共済	収穫共済	樹体共済	収穫共済	樹体共済	収穫共済	樹体共済
H3	49,419	1,742	967	74	114	0.4	11.7	0.5
4	53,672	1,773	1,138	82	52	0.5	4.6	0.6
5	54,795	1,816	1,341	96	94	0.5	7.0	0.5
6	54,443	1,811	1,421	108	67	0.7	4.7	0.6
7	54,330	1,740	1,423	96	58	0.5	4.1	0.5
8	54,792	1,728	1,413	92	79	0.5	5.6	0.6
9	54,707	1,591	1,391	90	72	0.5	5.2	0.5
10	53,194	1,560	1,327	83	96	0.6	7.3	0.7
11	51,411	1,500	1,347	81	103	0.5	7.6	0.7
12	50,015	1,388	1,284	84	61	0.6	4.7	0.8
13	48,358	1,344	1,259	75	59	1.3	4.7	1.8
14	47,634	1,367	1,185	77	54	0.4	4.5	0.6
15	45,846	1,332	1,113	78	71	0.6	6.4	0.8
16	44,776	1,290	1,064	79	99	0.6	9.3	0.7
17	44,542	1,227	999	77	32	0.9	3.2	1.2
18	44,062	1,297	992	73	50	1.0	5.0	1.3
19	45,298	1,224	1,048	71	38	0.6	3.6	0.8
20	45,145	1,256	1,048	72	30	0.5	2.9	0.7
21	44,529	1,154	1,072	70	42	0.5	4.0	0.7
22	43,358	1,073	1,094	70	48	0.6	4.4	0.8

(備考)

共 済 金 額 = 共済金の支払限度額

共 済 金 = 一定以上の共済事故が発生した際、農家が受け取る金額

収 入 共 済																											
英蘭共済の種類の別				半相殺減収総合一般方式 ①								半相殺減収総合縮小方式 ②				半相殺特定危険方式 ③				全相殺方式 ④				災害収入共済方式 ⑤			
取組共通区分				組合 等数	戸数(実)	面積 ha	共済金額 千円	組合 等数	戸数(実)	面積 ha	共済金額 千円	組合 等数	戸数(実)	面積 ha	共済金額 千円	組合 等数	戸数(実)	面積 ha	共済金額 千円	組合 等数	戸数(実)	面積 ha	共済金額 千円	組合 等数	戸数(実)	面積 ha	共済金額 千円
			項目	43	5,597	3,150	5,243,147	17	2,018	612	1,913,194	47	12,154	10,354	109,745	2	97	18	413,123	24	5,506	8,077	15,652,528				
			うんしゅうみかん																								
			なつみかん	5	107	27	21,609													3	423	209	340,338				
			いよかん	7	165	28	30,826													7	3,005	1,820	2,341,265				
			指定かんきつ	18	1,484	482	650,460													17	3,456	1,318	3,190,625				
			りんご	15	468	187	397,894	17	2,018	612	1,913,194	47	12,154	10,354	109,745	2	97	18	413,123	24	5,506	8,077	15,652,528				
			ぶどう	48	2,063	477	1,857,545	18	545	130	566,605	15	288	131	559,509	2	91	24	76,190	13	361	157	826,211				
			なし	41	1,671	569	2,112,258	33	1,903	627	2,795,893	49	3,601	1,848	8,200,729	4	113	102	391,877	7	1,166	482	1,664,064				
			もも	19	1,530	463	1,219,320	13	792	195	603,630	5	93	33	106,353					4	402	177	579,799				
			おうとう	2	1,716	292	1,077,247	2	21	4	18,084																
			びわ	1	119	30	126,484					1	5	1	3,101	2	52	11	18,836								
			かき	19	2,569	1,361	2,179,500	6	414	295	402,500	4	196	108	99,835	10	498	178	187,034	5	735	325	498,880				
			くり	8	713	386	85,864					3	62	131	30,941	5	459	434	135,826								
			うめ	4	3,087	1,911	6,276,698					2	43	34	42,189	2	43	34	42,189	1	99	60	56,833				
			すもも	4	242	38	75,875	1	13	1	2,440					1	40	8	4,432								
			キウイフルーツ	2	122	23	60,409					2	52	16	46,226	2	52	16	46,226	7	767	154	627,730				
			パインアップル																								
			合 計	236	21,653	9,424	21,415,136	90	5,706	1,864	6,302,346	127	16,510	12,662	35,509,262	30	1,445	825	1,315,733	89	15,924	12,783	25,794,647				

(注) 表示数は、表示単位未満を四捨五入したため合計と一致しない場合がある。

3 果樹共済（収獲共済）の収支（H3～22）

(3段階全体)

	収入	支出	差引
H3	4,960	11,357	▲6,397
4	5,561	5,216	344
5	6,758	9,445	▲2,687
6	7,426	6,666	760
7	8,089	5,843	2,246
8	8,095	7,895	200
9	8,588	7,185	1,403
10	8,168	9,640	▲1,471
11	8,569	10,272	▲1,703
12	8,133	6,085	2,048
13	7,802	5,878	1,924
14	7,271	5,371	1,900
15	6,724	7,110	▲386
16	6,146	9,889	▲3,743
17	5,538	3,240	2,298
18	5,518	4,958	560
19	5,508	3,810	1,699
20	5,527	3,021	2,506
21	5,450	4,249	1,202
22	5,344	4,767	577
累計	135,176	131,895	3,281

(組合等)

	収入	支出	差引
H3	504	1,160	▲657
4	564	531	32
5	716	980	▲264
6	823	707	115
7	1,086	884	201
8	1,089	993	96
9	1,224	874	349
10	1,168	1,163	5
11	1,293	1,240	53
12	1,237	1,095	142
13	1,386	1,115	271
14	1,284	1,230	54
15	1,171	1,272	▲101
16	1,073	1,275	▲202
17	1,067	856	211
18	1,062	949	113
19	1,025	849	176
20	1,050	812	238
21	989	864	124
22	935	811	124
累計	20,743	19,661	1,082

(連合会)

	収入	支出	差引
H3	2,732	2,959	▲227
4	3,106	2,500	605
5	3,806	3,600	206
6	3,815	3,229	586
7	3,698	3,116	582
8	3,721	3,357	364
9	3,779	2,785	994
10	3,573	3,428	146
11	3,631	3,586	45
12	3,438	2,889	549
13	3,097	2,647	450
14	2,774	2,497	277
15	2,568	2,576	▲8
16	2,313	2,810	▲497
17	2,102	1,581	520
18	2,109	1,809	299
19	2,058	1,613	445
20	2,092	1,527	564
21	2,060	1,760	300
22	1,978	1,662	316
累計	58,448	51,932	6,516

(政 府)

単位:百万円

	収入	支出	差引
H3	1,724	7,237	▲5,513
4	1,891	2,184	▲293
5	2,235	4,865	▲2,630
6	2,788	2,730	58
7	3,305	1,843	1,463
8	3,285	3,545	▲259
9	3,585	3,525	60
10	3,427	5,049	▲1,622
11	3,644	5,446	▲1,802
12	3,458	2,101	1,357
13	3,319	2,116	1,203
14	3,213	1,644	1,569
15	2,985	3,263	▲277
16	2,761	5,804	▲3,043
17	2,369	803	1,567
18	2,348	2,200	148
19	2,426	1,348	1,078
20	2,385	682	1,703
21	2,402	1,624	778
22	2,431	2,294	137
累計	55,985	60,302	▲4,317

4 果樹共済（樹体共済）の収支（H3～22）

(3段階全体)

	収入	支出	差引
H3	72	36	37
4	78	47	30
5	88	50	38
6	102	69	33
7	109	49	59
8	104	54	50
9	103	47	56
10	91	57	34
11	90	54	36
12	94	65	30
13	84	135	▲51
14	77	43	34
15	81	59	21
16	83	58	25
17	81	93	▲12
18	78	95	▲17
19	76	58	18
20	73	52	21
21	70	49	21
22	68	55	13
累計	1,702	1,225	477

(組合等)

	収入	支出	差引
H3	8	4	4
4	8	5	3
5	10	5	4
6	11	7	4
7	17	10	7
8	16	11	5
9	16	10	6
10	14	11	3
11	14	10	4
12	15	13	2
13	14	16	▲3
14	13	9	5
15	14	12	2
16	14	12	3
17	14	17	▲3
18	13	16	▲3
19	13	12	1
20	13	10	3
21	12	10	3
22	12	11	1
累計	262	209	53

(連合会)

	収入	支出	差引
H3	43	31	12
4	47	41	6
5	61	45	16
6	71	62	9
7	67	38	28
8	64	42	22
9	63	38	25
10	55	42	13
11	57	39	17
12	60	52	8
13	53	64	▲11
14	52	34	18
15	55	46	9
16	57	46	11
17	55	67	▲12
18	53	66	▲13
19	52	46	6
20	52	41	10
21	49	39	10
22	48	44	4
累計	1,113	925	188

(政 府)

単位:百万円

	収入	支出	差引
H3	22	1	21
4	23	2	21
5	18	0	18
6	20	0	20
7	25	1	24
8	24	1	23
9	24	0	24
10	21	3	18
11	19	5	14
12	19	0	19
13	17	55	▲37
14	11	0	11
15	12	1	11
16	12	0	12
17	12	9	3
18	11	13	▲1
19	11	0	11
20	9	0	9
21	8	0	8
22	8	0	8
累計	327	92	235

5 畑作物共済の引受面積、共済金額、共済金及び金額被害率の推移

年産	畑作物（蚕繭を除く）				蚕 繭			
	引受面積（ha）	共済金額（億円）	共済金（億円）	金額被害率（％）	引受箱数	共済金額（億円）	共済金（億円）	金額被害率（％）
H3	180,432	1,262	65	5.1	542,632	271	11	4.0
4	168,671	1,218	52	4.3	388,557	195	6	2.9
5	167,409	1,214	133	10.9	290,833	127	5	3.9
6	159,948	1,231	72	5.9	197,105	89	2	2.4
7	167,548	1,271	33	2.6	138,408	58	0.9	1.5
8	172,708	1,308	79	6.1	78,339	32	0.4	1.1
9	171,023	1,291	44	3.4	64,990	28	0.3	1.0
10	175,666	1,314	75	5.7	52,741	21	0.5	2.3
11	175,008	1,266	59	4.7	39,764	16	0.4	2.3
12	185,073	1,282	67	5.2	32,003	13	0.2	1.7
13	202,253	1,341	52	3.9	25,799	11	0.3	2.4
14	211,478	1,378	68	5.0	22,467	10	0.3	2.7
15	217,436	1,392	83	6.0	19,785	8	0.3	3.4
16	212,947	1,363	86	6.3	17,385	7	0.2	2.3
17	214,236	1,354	28	2.1	15,233	7	0.1	1.7
18	220,893	1,383	67	4.8	12,232	5	0.1	1.4
19	246,517	1,301	42	3.2	10,222	5	0.0	0.6
20	257,428	1,334	32	2.4	9,009	4	0.0	1.0
21	258,862	1,400	99	7.1	7,782	4	0.0	1.1
22	263,592	1,457	176	12.1	6,392	3	0.1	1.8

（備考）

共 済 金 額 = 共済金の支払限度額

共 済 金 = 一定以上の共済事故が発生した際、農家が受け取る金額

6 畑作物共済の収支 (H3～22)

(3段階全体)

	収入	支出	差引
H3	9,459	7,537	1,921
4	8,606	5,800	2,806
5	8,333	13,777	▲5,444
6	8,713	7,443	1,270
7	9,274	3,362	5,912
8	9,584	7,985	1,598
9	9,496	4,444	5,052
10	9,092	7,595	1,497
11	8,542	5,927	2,615
12	8,914	6,732	2,182
13	9,854	5,239	4,614
14	9,845	6,854	2,991
15	9,780	8,312	1,468
16	8,923	8,614	308
17	8,809	2,840	5,969
18	9,006	6,709	2,298
19	9,203	4,155	5,048
20	9,430	3,208	6,222
21	9,770	9,880	▲110
22	9,046	17,584	▲8,537
累計	183,677	143,997	39,680

(組合等)

	収入	支出	差引
H3	971	772	199
4	880	586	294
5	845	1,382	▲537
6	887	754	133
7	940	342	598
8	969	803	165
9	959	447	512
10	919	770	149
11	864	599	264
12	928	696	232
13	1,035	551	484
14	1,039	762	276
15	1,036	902	134
16	1,627	1,108	519
17	1,608	458	1,150
18	1,642	1,136	506
19	1,645	763	882
20	1,682	614	1,068
21	1,750	1,849	▲100
22	1,616	3,436	▲1,820
累計	23,840	18,731	5,109

(連合会)

	収入	支出	差引
H3	5,681	3,826	1,856
4	5,193	4,985	208
5	5,000	6,296	▲1,296
6	5,173	6,253	▲1,080
7	5,345	2,981	2,364
8	5,509	6,484	▲976
9	5,466	3,970	1,496
10	5,292	5,026	266
11	5,082	5,018	65
12	5,252	5,858	▲606
13	5,513	4,553	960
14	5,541	4,788	753
15	5,358	5,011	348
16	4,543	2,318	2,225
17	4,505	1,820	2,685
18	4,572	4,016	556
19	4,927	2,926	2,000
20	5,010	2,369	2,641
21	5,166	5,658	▲492
22	4,366	5,140	▲774
累計	102,495	89,297	13,198

(政 府)

単位:百万円

	収入	支出	差引
H3	2,807	2,940	▲133
4	2,533	229	2,303
5	2,488	6,099	▲3,612
6	2,653	436	2,217
7	2,988	38	2,950
8	3,106	698	2,409
9	3,070	26	3,044
10	2,881	1,798	1,083
11	2,596	310	2,286
12	2,734	178	2,557
13	3,306	136	3,171
14	3,265	1,304	1,961
15	3,386	2,400	986
16	2,752	5,188	▲2,436
17	2,696	561	2,134
18	2,792	1,557	1,235
19	2,632	466	2,166
20	2,738	225	2,513
21	2,854	2,373	481
22	3,064	9,008	▲5,943
累計	57,343	35,969	21,374

7 畑作物共済及び果樹共済の無事戻し実績

(単位：千円)

	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	平均
果樹共済	82,275	89,214	286,787	115,103	159,746	146,625
畑作物共済	811,652	1,219,871	462,657	502,091	750,015	749,257